

第 84 回公開研究会 パネルディスカッション（概要） *敬称略

パネリスト：

梁 鎬錫（ヤン・ホソク）氏（駐日本国大韓民国大使館 首席教育官）

金 相奎（キム・サンキュ）氏（学校法人泰齊學園 法人本部長）

松本 麻人 氏（名古屋大学大学院教育発達科学研究科 教授）

西井 泰彦（私学高等教育研究所 主幹/就実学園 理事長）

司 会：

森 利枝 氏（大学改革支援・学位授与機構研究開発部 教授/私学高等教育研究所 研究員）

森：前半のご講演に関するコメントなどを頂きたい。

梁：金先生からは、少子化がもたらす危機と、それをいかに乗り越えるかについて、政府の政策や財政制度に関する詳細な発表があった。特に、私学の展開において国主導のガバナンスに偏っている点は問題ではないかとの指摘には強く共感する。また、私立大学に関する法律の制定過程に私学関係者が参画していないことが問題であるとの指摘にも同感である。松本先生からは、両国における奨学金政策の展開とそれが私学に与える影響について説明があり、こうした政策が多方面にわたり大学へ影響を及ぼしていることが指摘された。さらに、留学生とその後の定住に関して、彼らに十分に配慮した政策が行われるべきだという見解も興味深かった。

西井：日韓両国の高等教育事情は、似ている点もあれば異なるところもある。韓国は大規模大学が多く、日本は中・小規模大学が多い。今後、少子化の進行で中・小規模私立大学の経営が厳しくなると言われるが、少子化が先行している高等学校の事例を見ると、中・大規模のほうが減少が大きくなる可能性がある。韓国も規模が大きいため安心とは言えない。韓国は急激な少子化にドラスティックに対応している。日本も中央教育審議会の「知の総和」答申で一定の対応が見られた。今後の政策に対して日韓の私学がどのような対策を取るか、私学が次の時代に生き残るために各大学がどうするか、両国の動向を注視する必要がある。

森：かつて、故 馬越 徹 先生が、日韓の高等教育は似ているが似ているという先入観ほど危険なことはないとおっしゃっていた。似ている 2 つのシステムについて、なにが違うのか、共通課題への対応を協議したい。

韓国のドラスティックな政策について、政策への私立大学関係者の関与が少ないとのことであるが、私学の声を国に届けるシステムは韓国ではどうなっているのか？

金：以前、日本の私大関係者から、日本では私立大学の団体が国や世間に私学振興を訴えており、私大出身の議員が私学の力になっていると聞いたことがある。韓国にも理事長を中心とする協議会があるが、意見がどのように政府に伝えられるかは確認されていないし、伝えられても効果があるかは疑問だ。大学全体としては、国公私のもので入っている大学教育協議会が政府に意見を伝えている。

梁：韓国では私立大学と政府の関係は、長い間緊張関係にあった。特に 2007 年、政府の提案により私立学校法が改正され、理事会に学外者が加わることになった。この改革により、私立学校の公共性が一層強調され、その対価として政府が財政支援を拡大する根拠を得たのである。こうした流れの中で、私立大学が 20 年前から要求してきた『私立大学の構造改善支援に関する法律』が 2025 年に制定された。この法律により、私立大学が解散する場合には残余財産の 15% を設立者に還元する

ことが認められることとなった。結果として、私学と政府との関係は、従来の緊張関係から協力関係へと移行しつつある。

森：松本先生も私学と政府の間にどのような合意が成立しているのか？とおっしゃっているが、どうか。

松本：韓国では、どのように政策への合意形成がなされているのか。私立大学がなぜそこまで政府の政策に翻弄されるのか？韓国の私立中・高校が占める割合は日本よりも大きいのだが、入学者を選抜できない。公立も私立も同じように扱われており、私学がどのようにして建学の理念を発揮できているのかと疑問だが、公教育を私学の力も借りて維持しようと政府と協力関係を結んできたのであろうと理解している。それが大学においても行われているのではないか。

梁：日本の私学の特徴として、大規模法人型の経営形態が挙げられる。すなわち、大学を頂点とし、その下に専門学校や高等学校、幼稚園などを包含する一貫体制で運営されるケースが韓国に比べて多い。これに対し韓国では、大学なら大学のみ、中学・高校なら中学・高校のみといった単独運営が一般的である。そのため財政基盤が脆弱で、日本に比べて経営の柔軟性に欠け、政府への依存度が高い傾向にある。さらに日本では、日本私立大学協会が強い影響力を持ち、大学の抱える困難な課題を政策提案へと結び付ける仕組みが構築されている。他方、韓国においては、このような政府との制度的協議体が未整備である点が課題として指摘されている。

金：韓国と日本の制度で一番違うのは、私立中・高の政策だ。私立中学は1969年に、1972年から高校も順次無選考になった。授業料はほぼ私立と公立は一緒であったが、今は高校まで無償化されており、政策としては定着している。2003年から私立高校の生徒選抜と授業料を自主的に決められる政策が始まり、対象校は過去最高50校くらいであったが、学生募集がうまくいかない学校は一般高校に戻るため、今は33校である。自律化の私立高校は授業料無償化以前の一般高校の3倍くらいの授業料だ。

西井：授業料は日本と韓国で異なる。以前、韓国では学費半額政策と入学金禁止の方針が出た。日本は授業料は届出となっているが、国立の授業料が圧倒的に安いので上げられないのが現実だ。

日本では私学審議会など、私学のメンバーを入れて政策を諮問するという体制がかつて取られた。その背景には私学団体の要求があった。一方で、最近の政策決定過程では、なるべく私学関係者を排除する方針で、韓国型になってきた。今までは日本は恵まれていたと言える。

森：日韓両国において私立大学関係者の声が政策に届きづらくなっていると言えるだろう。

入学金について、日本では、文部科学省から入学辞退者の入学金は徴収すべきでないという通知が出たが、韓国では入学金を取れなくなり、困ったのではないか？

梁：日本では、ある団体に入会する場合に会員となるための会費を納める制度が一般的であるが、韓国ではそのような文化は日本ほど根付いていない。例えば、日本で住宅を賃借する際に見られる礼金制度も、韓国には存在しないことから理解できる。入学金についても同様であり、国立大学を含めて授業料の3分の1から4分の1程度に相当する事例が確認された。そのため、入学金の撤廃は大学にとって大きな財政的打撃となった。私自身も当時この政策に関与しており、入学金撤廃には反対の立場であった。しかし市民社会からは、入学金の使途を大学が透明に公開すべきだという強い要求が寄せられた。こうした要請に対して大学側は入学金がなぜ必要なのかを十分に説明する責任を果たすことができず、最終的に入学金は廃止されるに至った。日本社会には礼金制度など類似の慣行が存在するため、この制度の必要性については比較的説明しやすい側面があると考えられる。

森 : RISE 政策について事前の質問が多かったが、ご意見を伺いたい。

松本 : 地方に財源を移して地方が高等教育政策を主体的に行うということは、どういった構造なのか？地方再生という文脈からすると、国内は少子化なので外国から地方に学生を誘致する場合、どういった事業計画がされているのか。それが RISE で行われるとすると地方が主体になって事業計画を立てるのだが、どういったことになるのか？

森 : 1 点目は韓国内の政策として、2 点目は留学生政策として、RISE には 2 つのアプローチがあることについて、どう考えるか。

梁 : RISE は、韓国における地方創生政策である。地域の発展に大学が果たす役割が大きいという点は、日韓に共通して見られる認識である。韓国では 1990 年代末から財政支援政策が始まり、ノ・ムヒョン政権期には全国均衡発展政策が導入され、地方の発展を促す必要性が強調された。これは、政府が大学に財政支援を行い、大学がその資金を活用して地域社会と協力し、成長エンジンとして地方を牽引するという仕組みであった。その後、ユン・ソンニョル政権下で地域主導型の RISE 計画が開始された。この政策は、大学を地域の中心に位置づけ、大学・自治体・企業・地域社会が連携できる一つの包括的な地域イノベーション・プラットフォーム、すなわち地域イノベーション・ガバナンスと位置づけられる。もっとも、ガバナンスの枠組みだけでは地域イノベーションを担保することはできないため、政府の大学財政支援事業を統合して支援する仕組みが整備されている。また、地域特化政策の一環として「地域特化ビザ」が導入された。これは、日本の市町村に相当する地域に留学生が定住しつつ大学に通い、将来的に永住権を取得できるようにする仕組みである。近年では、この地域特化ビザを取得した留学生は約 5,000 人に上っている。

松本 : RISE は地方が主導的にやるということだが、地方に高等教育政策や行政の専門家はいるのか？日本は公立大学が多いが、韓国に公立大学は 1 つしかないこともあり、自治体に専門家はいないのではないか？

梁 : かつては公立大学がより多く存在したが、自治体が大学運営の経験を十分に持ち合わせていなかったこともあり、必ずしも成功しなかった。そのため、今回改めて自治体に大学を委ねてよいのかについては、その妥当性を疑問視する意見も見られる。もっとも、自治体の役割はあくまでコーディネーターとしての役割であり、大学運営そのものを直接委ねるわけではない。中央政府としても自治体に権限を全面的に委譲するのではなく、地域における調整機能を期待している。現行のイ・ジェミョン政権下では新たな政策が打ち出される可能性があり、自治体の大学に対する役割論が改めて議論の余地を持つようになっている。

森 : 私立大学の学内の理事会の専門性について、理事会の権限が制限されたら、財務管理など専門的な能力が発揮できないという指摘があった。理事会には専門家が多くいるのか常態なのか？

金 : 日本でもそうだが、韓国では理事会の構成要件として、教育経験者、外部理事、親族などの割合が決まっている。しかし、事前規制によって理事会の活動範囲が狭められるのは問題があるのではないか。

森 : 理事会のメンバーの親族の割合など事前・事後の規制をするのは誰か？

金 : 私立学校法に定められている。

西井 : 地方の大学と自治体の関わりが重要だ。私が以前に理事長をしていた大学では地元の市長を理事に入れていた。役員の人事交流などが大事だ。公立大学は設置者として地方が設置し、大学を経営する。自治体は人も出さないと第三者的な立場になる。銀行もお金を出したら財務理事を送ることが

ある。自治体も大学に入っていないと、あまり連携が取れないのではないか。関わりすぎると特定の利害が生まれやすいところではあるが。どういう体制が取れるかが重要だ。RISE 計画は地方活性化のために大学を入れていくことは重要だが、私立大学を助けるということまで行くかはわからない。日本では、私立大学は文科大臣が所轄庁、初中等は知事で、幼稚園だけが市町村だ。大学の所轄庁が国である限りは、自治体は私学と連携が取れないというのが隘路だ。

森 : 金先生のご講演で政策の中で私立大学は周辺化されているとの指摘があり、西井主幹からも地方は大学に直接関与しづらいというお話があった。また、金先生から、これまで韓国で 19 の高等教育機関が閉鎖、そのうち 18 がソウル以外であること、大学閉鎖の背景は必ずしも少子化とは関係ないというお話があったが、大都市への一極集中が続く中で、地方自治体と地方私立大学の連携はどうなっていくのか。

金 : 学校が潰れると地域も被害を受ける。学校が廃校した地域で聞き取りをしたところ、周辺の住民の経済状況が厳しくなったことがわかった。地域社会は学校を活性化するためになにかしないといけない。RISE は恵まれる大学もあればそうでない大学もあり、あらゆる私立大学に対して政策をとることは難しいだろう。RISE が始まる前より補助が減っている大学もある。

森 : RISE は地方私立大学を援助するというよりも地方私立大学の格差を広げかねないのか？

金 : 基本的には地方を活性化させるものであるが、競争的資金になっているので、当たる大学もあるし、そうでない大学もある。

梁 : RISE 政策は、地方と私立大学を活性化させることを目的とした新たな政策的枠組みである。地方において私立大学は、政治や行政の中心的存在であると同時に、新たな成長エンジンとしても期待されている。そのため、地方と大学は協働して発展していく必要がある。

RISE は、財政支援そのものよりもネットワークの形成、すなわち地方における共生のあり方を模索する政策である。さらに、日本の大阪商業大学や大阪産業大学は、地域や地域企業と共生関係を築き、企業経営や新製品の開発に寄与している事例が見られる。韓国においても、RISE はこのような方向性を志向することが求められる。

森 : グローカル大学政策による大学統合について、設置形態を超えた統合として、国立と私立の統合は見込まれるのか？

金 : 今の段階では財産の処理や教職員の身分の問題があり、難しい。日本でも連携法人の制度ができたが、この先もあまり見込めないのではないか。

梁 : 今後は、これまでは見られなかった事例が現れる可能性がある。例えば、既に述べたように、私立大学が廃校となった場合には設立者の財産が還元される仕組みが制度化されたことから、大学間の統廃合や第三の道を模索する可能性がある。経営が困難な大学や地域においては、公立大学等への転換を模索することも想定される。こうした新たな選択肢については、その長所と短所を踏まえつつ、適切なアプローチが求められる。

金 : アメリカは合併の形で私立大学が公立化した事例がある。イギリスでは小中高で民間が設置した学校を公的財政で運営する公営学校がある。韓国も 2017 年頃に私立大学を維持しながら公的に運営するという案があったが、教職員の身分などがひっかかり、進まなかった。

森 : 日本では私立大学の公設民営とその逆の公立化が起きており、情報の共有を今後もしていきたい。今回は国交正常化 60 周年を記念する催しだが、金先生のご講演で、若者と高学歴者ほど外国人への偏見がある、という発表があった。高等教育に携わる我々がすべきことは多くある。本研究会がその一助となればと願っている。